

大型特殊自動車に係る償却資産（固定資産税）の申告について

償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業に用いている資産（構築物・機械・設備・車両・器具など）をいいます。

車両の中では、**大型特殊自動車**が償却資産（固定資産税）の対象となります。所有されている場合には陸運局への登録の有無にかかわらず申告が必要です。

1. 大型特殊自動車とは

下記の表に記載されている要件に該当する車両は『大型特殊自動車』となります。

主に建設等のための機械として車輪や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能となつてはいますが、自動車税の課税客体ではなく償却資産（固定資産税）の対象となります。

【道路運送車両法施行規則第2条別表第1より抜粋】

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の要件 ※1
建設等用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	<p>下記の要件を一つでも満たすもの</p> <p>① 自動車の長さ 4.7m を超えるもの</p> <p>② 自動車の幅 1.7m を超えるもの</p> <p>③ 自動車の高さ 2.8m を超えるもの</p> <p>④ 最高速度 15km/h を超えるもの</p>
農耕作業用（乗用）	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※2	<p>最高速度 35Km/h 以上のもの</p> <p>※車両サイズ・排気量の基準なし</p>
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記のものはすべて対象

※1 **上記の大型特殊自動車の要件に該当しないものは「小型特殊自動車」となり、公道での走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となり、償却資産（固定資産税）には該当しません。**

※2 農耕作業用の乗用でないもの（歩行型農作業機等）で事業用資産の場合は、償却資産（固定資産税）の対象になります。

農耕作業用自動車に取り付けて用をなす機械装置（アタッチメント）については、自動車本体と一体となって使用されているものであることから、農耕作業用自動車と機械装置の所有者が同一の場合は、償却資産の申告は必要ありません。

（農耕作業用自動車が借用等の場合、機械装置は償却資産の申告が必要となります。）

2. その他

償却資産は、課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、資産の申告は必要となります。